



子育てカレンダー 6月中旬～7月上旬



今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、記載情報が変更となる可能性があります。最新情報は、町ホームページ等でご確認をお願いします。参加にあたっては事前に各問合せ先へご確認ください。

相談

7/8 (水) すくすく相談

小児科医、言語聴覚士、臨床心理士、作業療法士などによるお子さんの発育発達相談です。(予約制)

対象: 乳幼児 **時間:** 午後2時～4時30分 **場所・問合せ:** 町保健センター ☎ 296-2530

教育相談

日時: 6月4日・11日・18日・25日・7月2日 いずれも木曜日 午前10時～午後4時
場所・問合せ: 町立鳩山中学校 さわやか相談室 ☎ 296-2230

ひばり子育て相談(電話相談)

外出するのはちょっと大変という方に、保育士・看護師が適切なアドバイスをします。
受付時間: 平日(月～金) 午前9時～午後5時 **問合せ:** ひばり子育て支援センター ☎ 296-5694

Meet Book

7/4 (土) こどもおはなし会



絵本を読み、折り紙をします。

時間: 午前10時30分～11時

場所・問合せ: 町立図書館(おはなしコーナー) ☎ 296-5660

Enjoy

6/24・7/3 (水) 保育体験

親子で参加する保育体験です。
対象: 平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれの幼児と保護者 **時間:** 午前9時30分～11時30分 **費用:** 保険料402円(初回参加時にご用意ください) **場所・問合せ:** 町立鳩山幼稚園 ☎ 296-0592

新型コロナウイルス感染拡大防止による各種健診及び健康相談の中止及び延期のお知らせ

開催日	健診名等	対応
6/10	乳児健診	延期
6/15	妊婦・乳幼児健康相談	中止
7/10	2歳児歯科健診	延期

◆問合せ 町保健センター ☎ 296-2530

令和2年度第1回里親入門講座のご案内

私たちの周りには、さまざまな事情により、家族と一緒に暮らすことのできない子どもたちがいます。こうした子どもたちを家庭に迎え入れてくれる里親さんを募集しています。里親入門講座では、里親制度の概要を説明し、里親さんの子育て談をお話します。里親に関心のある方は、ぜひお気軽にご参加ください。

■日時 7月11日(土)午後2時～4時

■会場 ウェスタ川越多目的ホールD(1階)
■内容 ①里親制度の説明 ②養育体験談
■主催 埼玉県川越児童相談所 ■共催 川越はつかり会(埼玉県児童相談所管内里親会) ■後援 川越市 ■対象 埼玉県内にお住まいの方で、里親制度について関心のある方 ■定員 50人(申込順)
■参加費 無料 ■申込・問合せ 川越児童相談所 ☎ 049-223-4152

ご存知ですか? 児童手当



児童手当は家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前までの児童1人当たり月額10,000円または15,000円が支給される制度です。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

◆児童手当を受けられる対象は?

町内に住所があり、中学校3年生(15歳到達後最初の年度末)までの児童を養育している方(原則として親で主たる生計維持者)が、日本国内に住所を有している場合に支給されます。また、児童についても、海外留学中の場合などを除き、国内に住所を有していることが必要です。

◆児童手当を受けるためには?

児童手当を受けるためには町民健康課窓口への申請が必要です。また、公務員については、市区町村ではなく所属庁に申請することになります。支給開始については、原則として、申請した日の属する月の翌月分からとなります。申請が遅れると、遅れた分の児童手当を受けられなくなりますのでご注意ください。(例)6月1日申請→7月分から支給

◆支給月

6月(2～5月分)、10月(6～9月分)、2月(10～1月分)

◆「現況届」をお忘れなく

現在、児童手当を受給している方は、現況届の提出が必要です。この届けは、6月以降の手当支給の可否を決定するためのものです。該当する方には5月下旬に提出書類等を郵送していますので、お早めの提出をお願いします(マイナンバーカードをお持ちの方はインターネットでの手続きも可能です)。

◆児童手当の月額

児童の年齢	児童手当の額
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

◆所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

子育て世帯への臨時給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当(特例給付を除く)を受給する世帯に対して、臨時特例の給付金(一時金)を支給します。

原則、申請書の提出は不要ですが、公務員の方は、勤務先より証明を受けたいうえで、申請書を提出する必要があります。詳しくは勤務先にお問合せください。

■支給対象者 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している方

※特例給付(所得が制限限度額以上であって、児童1人あたり月額5千円を受給している方)は対象外です。対象の方には5月下旬頃、ご案内をお送りしています。

※令和2年4月1日以降に鳩山町に転入された方は、転入前の市区町村にお問合せください。また、DVによる避難をしている方は、役場町民健康課にご相談ください。

■対象児童 児童手当の令和2年4月分の支給対象となる児童。ただし、令和2年3月まで中学生だった児童で、同年3月分の児童手当の支給対象となっている児童であれば対象となります。

■給付額 対象児童につき1万円(1回限りの給付です)。

■支給日 令和2年6月9日(火)

■支給方法 児童手当を受給している口座に振り込みます。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891